

集落営農法人の構成員として 管理作業料等の支払いを受ける分について

集落営農法人から構成員(農業者)に支払われる作業委託費等について、仕入税額控除ができなくなるので、どのように対応するか組織内で話し合っておくことが必要となる可能性があります。

- 1 集落営農法人は、構成員(農業者)の殆どが免税事業者であるため、構成員に支払う作業委託費や従事分量配当に係る消費税分を仕入税額控除できなくなることから、法人経営に影響を及ぼす可能性があります。
- 2 集落営農法人の構成員が、免税事業者からインボイス発行事業者となる場合、令和8年9月30日を含む課税期間までは、納税額を売上税額の2割に軽減する措置、個人事業者の令和9年分及び令和10年分申告については、納税額を売上税額の3割に軽減する措置が設けられています。【2割特例・3割特例】
- 3 これらを踏まえ、集落営農の構成員が、課税事業者(簡易課税制度を選択した事業者を含む)へ転換することも選択肢の一つとして考えられます。

■ 課税事業者のメリット

- ・ 売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税額を実額で控除することができ、農業用機械・施設等を導入した場合など、仕入れが多い年は、仕入れに係る消費税額から売上げに係る消費税額を差し引いた額の還付を受けることができます。
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

■ 簡易課税制度を選択した事業者のメリット

- ・ 売上高だけから消費税の納税額を計算することができ、事務負担が軽減されます。(インボイスの保存がなくとも仕入税額控除が可能です。)
- ・ 売り先にインボイスを交付することができます。

- 4 なお、集落営農法人が、構成員に支払う作業委託費等に係るインボイス制度への対応として、例えば以下のような対応が考えられます。

特に③については、「集落営農活性化プロジェクト促進事業」などの支援策や「農業経営・就農センター」のサポートを受けることができます。

(具体的な対応例)

- ① 構成員を雇用し給与(不課税)として支払う
- ② 簡易課税制度の選択を検討(課税売上高5,000万円以下の場合)
- ③ 高収益作物の導入等による収益力の向上、近隣法人との連携・合併によるコスト低減等に取り組む

集落営農法人の事業への影響も考慮しながら、構成員の方と組織内で対応を早めに話し合いましょう。

◎ 集落営農法人の関係者の皆様は、こちらのパンフもご活用ください。

[インボイス制度への対応を早めに話し合いましょう\(PDF: 1,196KB\)](#)

